

国土交通省所管独立行政法人の 平成21事業年度評価結果の主要な反映状況

独立行政法人土木研究所 1	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 . . 19
独立行政法人建築研究所 3	独立行政法人国際観光振興機構 21
独立行政法人交通安全環境研究所 . . 5	独立行政法人水資源機構 22
独立行政法人海上技術安全研究所 . . 7	独立行政法人自動車事故対策機構 24
独立行政法人港湾空港技術研究所 . . 8	独立行政法人空港周辺整備機構 27
独立行政法人電子航法研究所 11	独立行政法人海上災害防止センター 28
独立行政法人航海訓練所 12	独立行政法人都市再生機構 30
独立行政法人海技教育機構 14	独立行政法人奄美群島振興開発基金 33
独立行政法人航空大学校 16	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 . . 34
自動車検査独立行政法人 17	独立行政法人住宅金融支援機構 36

独立行政法人土木研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「S」の評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(研究開発の基本的方針) ○重点プロジェクト研究も重要ではあるが、基礎的な研究が行いにくくなる可能性も大きいので、十分注意されたい。	○社会的要請の高い課題に対応する重点的研究開発を集中的に実施し、中期目標を引き続き達成しつつ、基盤的な研究開発についても一定の予算割合を維持するよう努める。
	(他の研究機関との連携等) ○香川高専と CAESAR との「橋梁維持管理技術力育成に関する協定書」に基づく研究協力は、地方の実情把握と的確な対策に目配りをする上で重要な一歩であり、このような協定事例の増加を期待。	○産業技術総合研究所との間で締結した連携・協力協定に基づく活動を引き続き推進したり、北海道立総合研究機構と研究連携・協力協定を締結する等、異分野との交流を行っているところ。 また、22 年度に理化学研究所と小型イメージングシステムに関する連携協力協定を締結する等、新たな協定を締結した。
	(技術の指導及び研究成果の普及) ○個別事例に対する的確な技術指導ができることは土木研究所の存在価値を示す重要要素であるので、自己研鑽も含めて今後もさらなる充実を望む。 ○事故後の対応だけでなく、事前対応を図る方法に関する研究も重要。 ○国際標準を確保すればインフラ輸出にもプラスであり、技術基準やその関連資料作成も国際化を意識することを提案。	○東日本大震災時には、土木研究所も被災を受けたが、早急に外部からの要請に対応できるよう災害対策本部を設置し、東北の被災地への応急復旧の技術指導に早期から取り組むことができた。これは、大学や民間ではできない、土木研究所ならではの活動であるといえる。 ○事故後の対応だけでなく、事前の対応についても、降雨による土砂崩れ等二次災害のおそれを監視する技術開発等により取り組んでいる。 また、橋梁点検・補修技術の自治体への講習など、災害や事故を防止する技術の指導や研究にも努めている。 ○ 2010 年チリ地震における橋梁の被災調査に参画し、そこでの情報共有がきっかけとなり、日本の耐震設計技術の内容がチリの技術基準に反映された。このような土木技術の

		国際的な普及に今後も努める。
	(水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献) ○近年の短時間の集中豪雨災害に対する山間部・都市部などの安全対策、リスクマネジメントについても対応を期待。	○22年度の研究活動として、「気候変動に伴う全球および特定脆弱地域への洪水リスク影響と減災対策の評価」の研究や、降雨を入力して河川流出から洪水氾濫までを一体的に解析するモデルの開発等を進めた。 また、発展途上国向けの洪水予測システム普及のための研修ワークショップを積極的に開催する等、発展途上国の災害対策に大いに貢献した。
	(技術力の向上及び技術の継承への貢献) ○地方自治体の技術力向上にもさらに力を入れることを望む。	○22年度は寒地土木研究所が土木技術のホームドクター宣言を行い、道内の地方公共団体への技術支援活動を強化する等、地方自治体の技術力向上に努めた。
業務運営の効率化に関する事項	(研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築) ○個人業績評価の本格実施へ向けて一層の努力を望む。	○研究者の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図ることを目的として19年度から業務達成度評価を実施し、業務達成度評価の主旨・目的及びこれまでのノウハウを踏まえ、国の人事評価制度に準じた制度を構築し、22年度から移行した。
	(人事に関する計画) ○大学など他の研究機関（海外も含めて）との人事交流を進めることを望む。	○「大学院（社会人）博士課程後期課程進学助成規程」により若手研究員の学位取得を助成する等、職員の学位取得を支援している。また、大学等との人事交流を行っている。

独立行政法人建築研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応) ○特に、低炭素社会等に関する研究などについて、国内で先導的役割を果たすとともに、社会ですぐに活用できるよう、また国民の意識が向上するよう、研究の焦点のあて方に注意して進められたい。他省庁等との連携も必要である。 (建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進) ○アジア等の開発途上国に対して貢献できる研究を、さらに積極的に幅広く行われたい。 (技術の指導) ○研究活動とのバランスに留意しつつ、引き続き環境問題、災害調査に対する技術指導に取り組まれたい。 (地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動) ○過去 50 年間途上国を中心に世界の地震学及び地震工学の普及を行った結果、研修終了後それぞれの国で要職につき活躍する人が増えていることはこれまでの地震工学国際研修の優れた成果である。特に東	○先進的なエコ住宅である LCCM 住宅デモンストレーション棟を所内に建設し、ゼロエネルギー住宅の研究で先導的な役割を果たした。研究の実施にあたっては、国土交通省、経済産業省、環境省が平成 22 年 11 月に共同で発表した省エネ基準の義務化など、研究成果の反映先である関連行政施策や技術基準を念頭におくとともに、研究評価委員会の外部有識者より研究の焦点の当て方等の助言を受けて実施した。環境省など他省庁の競争的資金等を獲得して関連研究も実施した。 ○平成 21 年度より「蒸暑地域住宅の研究／研修プログラム」を開始し、同プログラムの中で、蒸暑地域向け省エネ技術の深化を図る基盤的研究を推進した。第三期中期目標期間には、成果の国際標準化等をめざし、重点的研究開発課題として取り組みを開始した。 ○研究活動とのバランスに留意しつつ、平成 22 年度は、東日本大震災の建築物被害調査や、建築基準法、省エネ法等の技術基準に関する技術的支援等に取り組んだ。 ○平成 22 年 9 月に終了した通年研修では、参加 13 か国のうち、東南アジアからは 4 カ国であった。平成 22 年 10 月から開講した通年研修では、参加 10 カ国のうち、東南アジアからは 4 カ国であった。今後も東南アジアなど地震や津

	南アジアなど途上国の耐震技術の向上に向け、これからの貢献をさらに期待したい。	波による被害が生じる可能性がある国が研修割り当て国となるよう、JICA 及び外務省に要請したい。
業務運営の効率化に関する事項	(人事に関する計画) ○研究機関としての優秀な人材確保に努められたい。	○建築研究所として総合力を発揮できるよう、各分野の人員配置に配慮しつつ、中期計画に定めた人件費削減計画の範囲内におさまるよう、適正な人員管理と採用を行った。 ○採用は、将来先導的な役割を担う研究能力の涵養のため、平成 22 年度もテニユアトラック制度を適用した募集を行い、37 名の応募者から 4 名を選考した。

独立行政法人交通安全環境研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(実施体制の整備) ・自動車システムは機械系・エレクトロニクス系の融合が進んでおり、リコール技術検証部門に今後とも機 ・電両者に通じた人材を確保することが肝要である。	・リコールが大きな社会的関心を集めており、迅速かつ確実な対応が求められている中、リコール技術検証部では、技術の高度化等に伴い中期計画の想定以上に増加する業務に対して、限られた人員の中で、研究部門・自動車審査部門との業務・人材面での連携を強化し、所内の限られた人員を効果的に運用することにより、社会的要請に着実に応えるよう努めている。 ・新技術の進展に対応する観点から電気・電子部門に専門性を有する技術者と、自動車の使用期間の長期化といった使用状況の変化に対応する観点から金属材料に専門性を有する技術者を配置している。あわせて、外部の技術者を技術検証の支援に活用できる客員専門調査員の制度を有している。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(国土交通政策への貢献) ・プラグインハイブリッド車のCO2削減効果に関しては、使用する電力供給源のCO2排出も関係することに注意すべきである。また、生態工学に基づく衝突試験法については、更なる医工連携の具体的方策が必要である。 (成果の普及、活用促進) ・研究所の研究成果の高さを知らしめるためにも、今後とも学術的立場を高める取組の継続が重要である。	・プラグインハイブリッド車の燃費測定方法を策定する際に、そのエネルギー消費効率を、ガソリンの消費特性及び充電電力の消費特性を「燃費＋電費」の形で評価する必要があることから、電費の算定にあたり、電力供給源の CO2 排出原単位を考慮することとした。 ・交通研が中核となり、日本医科大学、佐賀大学医学部、日本大学と、医工連携の体制を構築して脳衝撃による脳のひずみに着目した生体実験を行い、脳の損傷評価法の検討に資する成果を得た。 ・平成 22 年度においては、機械学会、電気学会、自動車技術会等の関係学会シンポジウム、関連国際学会等での論文及び口頭発表を 155 件（研究職員一人当たり 3.5 件）実施した。このうち査読付き論文の発表は 44 件行っている。このうち

	(総合評価) ・平成21年度は世界市場において日本企業が製作する車両のリコールが発生したが、こうした外国で発生するリコール事案についてもこの研究所の役割がより発揮され得る機会があったのではないかと考える。また、国に先行して社会動向を分析して新基準に関する研究を行うなどの取り組みでもこの研究所の役割が存在すると考える。	国際学会において 48 件（研究職員に占める割合約 105 %）の研究発表を行ったほか、学会における 6 件（研究職員に占める割合 14 %）のオーガナイザー、座長、編集委員を務めた。関係学会等での論文等の発表、そのうちの査読付き論文の発表数、国際学会での研究発表数ともに数値目標を上回った優れた成果を上げている。 ・自動車は国際的に流通する商品であり、部品の共通化の進展により、不具合が発生した場合の影響がより広い範囲に及ぶことから、海外におけるリコールに関する情報の定期的な入手を開始すると共に、その検証方法、実験機器の調査や最近の主な取組に係る情報交換を行うなど、海外の動向の把握に努めた。 ・陸上交通の安全の確保、環境の保全等を推進する国の施策を支援するため、例えば、チャイルドシートの側面衝突に対する安全性の基準の検討に必要なデータを衝突試験により取得するなど、新たな基準案の策定、国への提案に向けた研究を行っている。
--	--	--

独立行政法人海上技術安全研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(指摘事項なし)	
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	研究所の国際活動の最終目標は、技術的バックグラウンドの提供にとどまらず、国際基準策定のリーダーシップをとり続けることとすべく、今後も一層国際的情報発信を行うことを期待する。 行政を支援するという研究所の性格のため、一般国民にその活動が理解されにくい環境にあると考える。独法を巡る厳しい環境下、成果の発信に一層努め、理解促進を図ることを期待する。	平成 22 年度に IMO において関係会合への出席（前年度 29 名を上回る延べ 31 名）、作業部会長としての会議運営（前年度 4 回を上回る 7 回）等の人的貢献を実施。さらにオランダ海事研究所（MARIN）と共同で欧州の海事関係者を対象としたワークショップを開催し、船舶の実海域性能、省エネ技術及び大型船の構造強度の安全確保について討議。外航海運からの GHG 排出抑制に対する我が国の取り組みをアピール。 平成 22 年度は IMO の各種委員会に対し 36 件の提案文書を作成し、あるいは作成に主たる役割を果たし、国際基準策定のリーダーシップを発揮した。 平成 23 年度についても、年度計画に基づき必要な取り組みを進めているところ。 平成 22 年度にセミナー、シンポジウムを第 2 期中期目標期間では最多の計 9 回開催し、572 名が参加。昨年同様、研究発表会、講演会を各 1 回開催。 平成 22 年度の論文・寄稿の所外発表数は、年度計画の目標値 312 件を上回る 398 件。 研究所の一般公開を延べ 3 回実施し、来場者数は第 2 期中期目標期間では最多の数字となる 6 千人を超えた。 平成 23 年度についても、年度計画に基づき必要な取り組みを進めているところ。

独立行政法人港湾空港技術研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合的な判定において、着実な実績を上げていると評価されたため、評価結果に基づく役員解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(戦略的な研究所運営) ・絶えず、法人の理念、使命と目標と戦略のベクトルが整合しているのかを検証しながら、その都度、具体的目標に適切に対応できる研究所運営を引き続き実行して頂きたい。	・「研究所運営の基本方針」に従い、理事長によるトップマネジメントを中心とした迅速な意思決定に努め、幅広い視点から多角的な検討を行うため経営戦略会議、幹部会等を定期的に行い、引き続き戦略的な研究所運営に取り組んでいる。 ・その中で、平成 22 年度においては、高度化、多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応することを目的とした研究体制の改編を行うとともに、評議員会、経営戦略会議における議論を踏まえ中期計画の策定を行った。
	(非公務員化への適切な対応) ・民間も含めた人事交流に引き続き取り組むことにより、時代のニーズをつかむ努力をして頂きたい。	・社会・行政ニーズに適切に対応した業務運営が可能となるよう、関係行政機関等との人事交流を引き続き実施しており、平成 22 年度においては国の行政機関及び民間企業等との間で 37 件の人事交流を行っている。

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(基礎研究の重視) ・各基礎研究項目が今後、何につながっていくのかを絶えず検討し、引き続き目的意識を持って社会に役立つ研究へとつながる努力をして頂きたい。	・波浪・海浜・地盤・地震・環境等に関する基礎研究は、研究所が取り組むあらゆる研究の基盤となっており、自然現象のメカニズムや地盤・構造物の力学的挙動等の原理・現象の解明に向けて従来より積極的に取り組んでいる。 ・また、基礎研究も含めた全ての研究実施項目について、研究部内の評価会、研究所として行う評価委員会、外部有識者による評価委員会による3層かつ、研究の事前・中間・事後の各段階において、研究目標や成果の活用の妥当性等について検証しながら質の高い研究成果の創出に努めている。
	(萌芽的研究の実施) ・若手研究者のモチベーションを上げるために萌芽的研究予算をもう少し増やしてはどうか。	・限られた予算の中でより多くの若手研究者に特定萌芽的研究に取り組む機会を与えるため、1課題当たり300万円を限度に各研究者に配付している。平成22年度は、平成21年度を上回る6課題、総額18,000千円（H21年度は5課題14,000千円）の予算を特定萌芽的研究に配算し、より多くの若手研究者に機会を与えている。
	(国内外の研究機関・研究者との幅広い交流・連携) ・国内外の研究機関・研究者とのネットワークの有効活用を図るように工夫を頂きたい。特にインフラ海外輸出にもつながるネットワーク活用を意識して交流を進めることを期待する。	・国内外の研究機関との研究協力協定を締結し、研究者の交流、共同研究の実施、講演会等の実施、学術情報及び研究出版物の交換等の活動を推進するとともに、外部研究者の受け入れも実施し、研究の質の向上と研究の効率的な実施に努めている。 ・また、国際会議への積極的な参加、国際標準に係る委員会及び海外技術協力に関する研究者の派遣、国外での災害発生時の現地調査及び技術指導などを通じて、インフラ海外輸出に繋がる国内外の研究者との幅広い交流ならびに国内外の研究機関との連携の推進に努めている。

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(研究成果の広範な普及・活用のためとるべき措置) ・研究成果を社会へより広く発信・周知するため、ホームページ等の内容やデザインを改善し、その機能や利用度の充実に努める必要がある。	・情報発信の一層の充実に努めるため、平成 23 年度当初より研究所ホームページの全面的なリニューアルを行った。これにより、港湾空港技術研究所報告及び同資料をホームページから全文のダウンロードができるばかりでなく、キーワード検索なども可能となり、研究所からのより効果的な研究成果情報の発信ができるようになっている。
	(査読付論文の発表) ・学術論文の発表・公表に関して、国際的に高い評価を受けている登録論文集への投稿もさらに促して頂きたい。	・国際会議への研究者の積極的な派遣等、英文発表のための環境整備に積極的に取り組んでおり、また、査読付論文の投稿数等を研究者評価に反映させ、研究者の論文発表へのインセンティブの付与に努めている。 ・その結果、平成 22 年度においては、年度計画で定めた数を上回る論文発表数を行うことができ、また、研究論文が土木学会の研究業績賞や国際会議での発表論文等延べ 19 学協会から表彰を受けている。
	(災害発生時の迅速な支援) 新たに整備された「大規模地震津波実験施設」、新たな組織「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」なども活用して、港湾空港技術研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心組織となることを期待する。	・「大規模地震津波実験施設」を活用して、地震と津波の相互作用による被災過程を把握する技術開発を行っている。 ・また、津波に加えて地震災害も対象とした沿岸防災の研究を目指すことを目的として発足した「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」については、平成 22 年に発生したチリ地震津波及びインドネシア・ムンタワイ地震津波に対して現地調査団を派遣するとともに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対しては、地震発生から 3 日後から被災調査のための専門家を現地に派遣し、その 10 日後には被災状況の調査報告を公表するなど、他機関に先駆けた迅速な災害調査活動及び一連の地震・津波による被災メカニズムの解明などの技術支援につながっており、更にはメディアを通じて一般国民への情報提供を行っている。

独立行政法人電子航法研究所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(社会ニーズに対応した研究開発の重点化) ・「燃料削減 (CO₂ 削減) 効果が期待でき」とあるが、欧米では過去数年間の削減率 (3-5%) が既に発表されているため、迅速な検討を期待したい。 (国際協力等) ・ ICAO 等での国際標準策定のための人材派遣は研究所の特徴からすれば重要な業務である。また、アジア地域での中核的研究機関としての取り組みも引き続き重要である。	・ 平成 22 年 9 月航空交通システムの長期計画 (CARATS) が公表され、2025 年までに「1 フライト当たりの CO₂ 排出量を 10%削減」という数値目標が示されたところ。 ・ 電子航法研究所では CARATS との調和を考慮しつつ、研究所独自の研究長期ビジョンを策定しており、CO₂ 削減目標の達成に貢献すべく研究開発を行っているところ。 ・ ICAO における国際標準検討のための専門家会議への派遣は引き続き行っている。また、ICAO 以外の国際基準策定機関 (RTCA、EUROCAE) における基準検討のための会議へも積極的に派遣し、種々の提案を行っているほか行政への情報提供もしている。 ・ 平成 22 年度には KARI (韓国航空宇宙研究院) との「研究協力に関する覚書」の締結、電離圏に係るアジア地域のワークショップの提案及び開催の主導などの取り組みを実施しており、今後のアジア地域の中核的研究機関を目指して引き続き活動していく予定である。
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(管理、間接業務の外部委託) ・ 実験用航空機の更新については、更新時期を定めた上での計画的対応が必要である。	・ 実験用航空機については、第 3 期中期計画期間中に更新を計画していたところ、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災で被災し、早急な対応が必要となったため当初計画を前倒して更新する予定である。
総合評価	(課題・改善点、業務運営に対する意見等) ・ 競争的資金については、その現状に満足することなく、より高いレベルの実績を目指すことを期待する。	・ 平成 22 年度の競争的資金は約 4 千万円 (前年度比約約 15 倍) と大幅な増額となり、第 3 期中期計画においても、引き続き競争的資金等の外部資金の獲得に努めることとしている。

独立行政法人航海訓練所の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況									
業務運営の効率化に関する事項	燃料の調達については、先物取引等により安定的に購入する方法もあるのではないか。	燃料の調達方法に関しては、国内の内航燃料油価格の動向や内航海運事業者からの情報収集を行い、期間調達の可能性について継続的に検討している。 しかしながら、現状では期間調達よりもスポット調達のほうが安価に調達でき、その実績があることから、これを採用した。									
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	教育訓練の内容に関しては、業界のニーズを十分に引き上げ、それに対応した実習を実施することが重要である。	船員教育機関、海運業界等の関係者との意見交換会、練習船の視察会を開催し、関係者に航海訓練所の業務、教育訓練に対する理解を図ると共に、業界のニーズを把握し練習船の教育訓練に反映した。 実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意見交換会</td><td>40 回</td><td>14 回</td></tr> <tr> <td>視察会</td><td>14 回</td><td>9 回</td></tr> </tbody> </table> ※ 平成 23 年度は 10 月 31 日現在 意見交換会で出た意見を実習に反映した事例 社会人マナー等の船員の資質 コミュニケーション能力の向上 海事英語訓練の充実 内航用練習船の建造にあつては、当所が事務局となり、内航海運業界、学識経験者等の委員で構成される「大成丸代船建造調査委員会」を設置し、業界のニーズを反映した内航用練習船の建造の基本構想及び仕様等を定めた。		平成 22 年度	平成 23 年度	意見交換会	40 回	14 回	視察会	14 回	9 回
	平成 22 年度	平成 23 年度									
意見交換会	40 回	14 回									
視察会	14 回	9 回									

- ・海事思想普及および次世代人材確保のため、全国の小・中学校へ現役の職員を派遣して講演を行うなど、今まで以上の対応を期待したい。

- ・海事広報活動及び海事分野の次世代人材確保に関する方針を策定し、国民が海運、船員及び船員教育の意義・役割に理解を深めるための活動を、国土交通省、船員教育機関、関連業界・団体等との連携を強化することとし、より効果的な方策を企画し、推進することとした。
- ・小学校の児童や中学校の生徒を対象に、学校や博物館に職員を派遣し「帆船工作教室」といった出張講座を含むシップスクールを行うとともに練習船で開催した海洋教室での操帆作業体験等を通して海事思想の普及と次世代の人材確保に努めている。また、学生募集を目的とした海技教育機構等の関連学校のオープンキャンパスと、練習船の見学会を共催すること等に取り組んだ。

実績

	平成 22 年度	平成 23 年度
シップ スクール	43 回	30 回
海洋教室	3 回	3 回
練習船見学会	10 回	4 回
体験航海	8 回	3 回

※ 平成 23 年度は 10 月 31 日現在

- ・商船系大学においては、寮生活の経験が少なくなっており、団体生活によって人間を磨く機会として練習船とその教官が重要な役割を担っている。

- ・練習船における訓練及び船内生活等を通じて、責任感、積極性、協調性等の船員に求められる資質面の指導・評価を行うことにより、それらの涵養に努めている。
- ・職員研修の充実や組織的な指導体制を確立する等の取組により、教官の指導力向上に努めている。

実績

	平成 22 年度	平成 23 年度
研修人数	268 名	102 名

※ 平成 23 年度は 10 月 31 日現在

なお、資質の涵養に関し、リーダーシップ等に係る訓練が、2010 年 STCW 条約*マニラ改正によって強制化され、船橋及び機関室内の人と情報を含む資源管理に係る訓練に対応することを、第 3 期中期計画に明記し業務を遂行している。

* STCW 条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

独立行政法人海技教育機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員解任等を行われなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	・ インターンシップに関しては廃止の方向で検討されているが、別の手段で社会を体験できる機会をつくるよう検討されたい。	・ 海運業界の協力を得て、学生・生徒が内航船に体験乗船できる機会を設けている。 体験乗船実績 平成 22 年度 31 社 69 名 平成 23 年度 32 社 70 名
	・ 操船シミュレータについては、プログラムや機器類の更なる充実による教育の質的向上が期待される。	・ 海技大学校の操船シミュレータにおいて、電子計算機を更新して機能を高めるとともに、景観データ及び自船のデータのソフトウェアを充実させることにより教育の質の向上を図っている。
	・ 広報活動においては、学校訪問で直接学生に話をするができるとなおよい。	・ 中学生・高校生を対象とした、中学校・高等学校での進学説明会などに各校の担当者が出席し、学生と直接話す機会を得ている。 進学説明会等参加実績 平成 22 年度 中学生対象 9 回 高校生対象 15 回 平成 23 年度 中学生対象 7 回 高校生対象 13 回 ※ 平成 23 年度は、10 月 31 日現在
	・ 海運会社からの業務協力体制を確保、推進し、充実させることを検討されたい。	・ 海技教育機構の業務運営に海運企業の知見を活用するため、海運会社から教員の派遣を受けている。 教員受入実績 平成 22 年度 2 社 5 名 平成 23 年度 1 社 4 名 さらに、東日本大震災で損害が生じた宮古海上技術短期大学校については、海運会社・団体から寄付金を受け復旧を

	図った。 海技大学校においては、中堅船社が集まる会議に定期的に 参加して、情報交換等を行い、海運会社のニーズに対応し た効果的・効率的な業務の実施を心がけている。 会議参加実績 平成 22 年度 2 回 平成 23 年度 1 回 ※ 平成 23 年度は 10 月 31 日現在
・年度計画における目標値は、単に当初の設定を踏襲 するのではなく、実績等を加味しながら、年の経過 とともに適切に再設定されているか吟味すべきであ る。	・年度計画における目標設定に当たっては、実績はもとより、 例えば、国家試験合格率では、学生・生徒の学力、また、 海事関連企業への就職率では、景気動向等を総合的に勘案 の上設定しており、平成 23 年度からは本科の実績を加味 して国家試験合格の目標値を引き上げたところである。
・一般大学の学生などにも海事教育を普及させ、海技 資格を取得させることも考えられるのではないか。	・専修科校においては、大学等の既卒者を受け入れている。 入学実績 平成 22 年度 34 名 平成 23 年度 36 名 また、海技大学校では、海上技術コース（航海専攻・機関 専攻）において一般大学を卒業して船社に就職した者を受 け入れるとともに、海事教育通信コースでは大学等の在籍 者も受講している。 海上技術コース入学実績 平成 22 年度 7 名 平成 23 年度 12 名 海事教育通信コース入学実績 平成 22 年度 4 名 平成 23 年度 1 名

独立行政法人航空大学の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画を達成し、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	- 組織運営の効率化に努めるとともに、一層の効果的な教育、効果的な組織運営を目指して欲しい。 - 最大の課題は「航空機運航における安全維持」である。訓練機の事故発生に対しては迅速な対応により、学生訓練への影響を最小限に抑えたものの、胴体着陸という事故の発生を重く受け止め、今後のより一層の安全対策に向けた契機となることを切望する。 - 航空大学校における操縦の基礎教育は、民間の乗員養成機関とは違い経済的な要素に左右されず、どこまで基本的な手順の追及を行うことができるか否かであり、最近コストにかなり視点が行き過ぎて、航空大学校本来の操縦士養成が出来にくくなっていると思われる。例えば、単発事業用課程における修了要件の見直しについては、航空大学校の操縦訓練という視点から十分吟味して欲しい。	- 平成 22 年度において常勤職員 4 名を削減し、組織運営の効率化を図っている。また、単発事業用課程の最終技能審査に「仕上がりベースの技量見極め」を導入し、20 年度入学生 1 名、21 年度入学生 1 名に適用することにより、一層の効果的な教育を実施している。さらに、効果的な組織運営を目指すために電子化・オンライン化、訓練機材の更新を進めている。 - 平成 22 年度に安全管理規程を改正して安全管理制度(SMS)を導入し、予防的安全対策に努めるとともに、「安全の基本方針」を定めて組織的かつ計画的に安全管理に取り組む体制を整備している。また、「進入手順の見直し」、「学生単独飛行訓練の時間の見直し」、安全教育時間のシラバスへの追加等、抜本的な安全対策を実施している。 - 操縦技量進度の遅れている学生に対して効果的に追加教育を行えるよう、追加教育の実施時期の見直しを行うとともに飛行模擬装置(FTD)の使用を可能としている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	- 今後の新たな技能証明(MPL)の資格設置など、パイロット養成のあり方も変革の時期にあり、長期的な検討が必要である。 - 受験者の身体検査基準(視機能)や身長の変更に緩和したことにより、受験生の更なる確保が図られたことは評価できる。これらの身体的要件の変更と安全との検証、および更なる緩和の可否について引き続き検討を期待する。	- 平成 22 年 12 月に航空局幹部との会合を開催し、今後の乗員養成に関する意見交換を行うなど、MPL に関する検討を進めている。 - 緩和を行った身体検査基準及び要件については、平成 22 年度の入学生からの適用となっているため、今後、学生の履修状況等に注視し長期的な影響・傾向を再検証していくこととしている。

自動車検査独立行政法人の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、年度計画が中期目標達成に向けて着実な実施状況にあり、平成 21 事業年度評価における総合的な評価が「A」であったことを踏まえ、役員の解任は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項		
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○自動車審査高度化施設の運用開始に向けて、今後も電子化、IT化を進め、効率的な業務の実施とともにユーザー利便の充実に努めていきたい。 ○更なる職員能力の向上をはかって頂きたい。	《平成 22 年度》 ○3次元測定・画像取得装置については、全国で運用し、国土交通省の自動車検査情報システムへ取得した画像を提供するとともに、取得した車両の画像を活用して、2件の不正事案を発見した。 ○自動車審査高度化施設については、全国への施設導入が完了し、導入時期に応じて順次運用した。また、新たに導入した事務所職員に特別研修を実施した。 《平成 23 年度》 ○業務の質の向上に資する検査の高度化施設を活用し、これにより二次架装、受検車すり替え等の不正受検の防止に努めることとしている。 《平成 22 年度》 ○電気自動車や先進安全自動車、悪質クレマーへの対応に関する研修を追加する等研修内容を充実した。 《平成 23 年度》 ○引き続き、研修内容の充実に努めるとともに、今後急激な普及が見込まれる電気自動車の関係する研修の充実に努めることとしている。 ○研修と補完するeラーニングシステムを構築し、試行的な活用を始めることとしている。

	○車検場における事故の定義を明確にすべき。また、具体的内容について、より詳細な説明があれば説得力が増すのではないかな。 ○利用者の視点に立ったサービス向上のため、アンケートの実施、活用を積極的に行ってほしい。 ○アンケート調査等による事故防止の実績などを明らかにするよう努力してほしい。	《平成 2 2 年度》 ○排出ガス測定中の人身事故発生を受けて、新たな対策として、排出ガス測定器の改良、待機場所を設置した。 ○事故件数は 155 件と平成 18 年度比 30 % 減少（目標：平成 18 年度比 20 % 減）した。 《平成 2 3 年度》 ○検査場における受検者等の事故防止については、従前から取り組んでいるところであるが、平成 2 3 年度から特に人身事故の削減について重点化し、中期目標期間中である平成 2 3 年度～平成 2 7 年度の平均発生件数を平成 2 2 年度に比べて 1 0 % 以上削減するという目標を達成するため、調査・指導の重点項目とするとともに、発生した人身事故について原因分析を実施し、効果的な再発防止又は被害軽減の対策を実施、徹底することとしている。 《平成 2 2 年度》 これまで実施した受検者アンケート結果を踏まえ、受検者が危ないと感じた理由として多く挙げられていた検査コース上での受検車両の不測の後退等に対応するため、受検者に車両降車時は P レンジにすることを注意喚起する表示器を開発した。 《平成 2 3 年度》 引き続き受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めることとしている。
--	--	---

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(整備新幹線整備事業) ・北海道新幹線などで必要となる技術課題については、引き続き積極的に取り組んでほしい。	技術開発の推進に当たっては、業務分野ごとに設置した技術系統の本社内各課長等により構成する9 分科会を活用し、技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまでの一元的な取組みを行った。 分科会においては、本社内や支社・建設局から、北海道新幹線など各路線のニーズに基づいた技術開発テーマを集約・選定するとともに取組方法の検討を行った。
	(技術開発の推進) ・常に国際的に技術の推移を見極め、その最先端を維持するよう努力してほしい。	機構の鉄道建設技術に関する講演・プレゼンテーションへの要請に積極的に応えて、機構の技術力を世界の関係者にアピールすることにより、日本の鉄道システムの海外展開の一助となすこと、及び世界の鉄道技術関係者との交流を図ることを目的として、毎年海外で開催されるセミナー及び国際学術会議に職員を派遣し、講演やプレゼンテーションを実施している。
	(開発成果の公表) ・発表件数と比べて、査読付論文の数が少なめである。研究機関との共同研究などを通じて確実に査読付論文にしていく重要性も検討してほしい。	鉄道建設事業の過程において実施した技術開発の成果を広く社会に還元するために、各種学会の発表会や機関誌等への投稿は、これまでも積極的に行ってきたところである。 査読付論文への投稿については、開発した技術に対し、中立公正な専門家によりその品質が保証された形で社会に還元できること、並びに査読のプロセスを通じて執筆者は論文に対する専門家の専門的知見から指導を受けることができ、知識の広がりや技術の向上・高度化等を図ることが可能であると認識しており、査読付論文を積極的に投稿することを推奨した。 なお、平成22年度においては20件（平成21年度においては3件）の査読付論文が審査をクリアし公表されたところである。
	(船舶建造等における技術支援) ・可変ピッチプロペラを用いた汎用性の高いシステムに関して、今後具体的な数値データを取得し、次年度以降の実用化につなげてほしい。	平成 2 2 年度に、S E S の建造コストダウンを図るため、在来船で用いられる汎用性のあるプロペラや電気機器を活用し、速度制御にインバータを使わず可変ピッチプロペラを採用した新形式2 軸型 S E S の開発を決定し、749 総トン型タンカー、749 総トン型セメ

		ント専用船及び499 総トン型タンカーの3 タイプについて船型開発に着手した。船主要望の調査に基づき機器配置、重量・重心位置、総トン数等の基本計画を策定し、特に、749 総トン型タンカーについては、模型船で水槽試験によりデータを取得・分析し改良を加えた船型を設計した。また、セミナーでの周知やオーナー・オペレータへの個別説明等により、並行して普及促進に努めた結果、2 軸型の749 総トン型タンカーについて1 隻の建造が決定した。
	(船舶建造等における技術支援) ・ S E S 船の就航後の維持管理に関する継続的技術支援が求められる。	平成22年度において、電気推進システムの要の設備でありながら通常の船主にとって取扱いに関する知見の不足しているインバータについて、内航船の実態に即した合理的な保守整備・点検方法の確立のための調査を実施し、メンテナンスコストの低減も考慮した標準的な保守整備の指針を作成した。また、電気推進ならではの電気機器から発生する熱による暑さ対策はインバータのメンテナンスコストにも影響することから、機関室の冷却機能の改善を行った。こうした S E S 船の就航後の維持管理に関する技術支援を継続的に行っている。
	・ 交通手段を他の機関から鉄道に振り替えるだけでも大きな環境対策になるという基本的な事柄も宣伝してほしい	鉄道や船舶は他の輸送機関に比べてエネルギー効率に優れた輸送機関であり、機構はこれらの建設・整備を通じて地球環境にやさしい交通ネットワークの構築に貢献していることを、環境報告書・ホームページ・広報誌により広報を行った。
予算、収支計画及び資金計画に関する事項	・ 繰越欠損金の縮減には、引き続き努める必要がある。	平成22 年度より共有建造支援部に営業担当チームを発足させ、リーマン・ショック後の不況の影響が残っている中で、オペレーターや海運事業者に対する役職員による積極的な訪問活動等により、一定の共有建造事業量を確保するとともに、オペレーターとの関係の強化等により海運事業者の経営安定化に努め、新たな貸倒れの発生の未然防止及び船舶使用料回収金額の増大に努めた。その結果、平成21 年度54 億円の赤字に対し、16 億円の当期利益を計上したことで、繰越欠損額は同額減少した。

独立行政法人国際観光振興機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価が「A」であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21事業年度評価における主な指摘事項	平成22及び23年度の運営、予算への反映状況
総合評価	今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。	平成22年度は、機構の海外事務所のネットワークを活用した現地の最新の市場動向・ニーズの継続的な把握、海外現地メディアを通じた広報活動、日本向けツアーの現地旅行会社による企画・販売促進、一般消費者への観光情報発信等、海外現地発のマーケティングプロモーション活動を行うとともに、これらの活動を通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、「ビジット・ジャパン事業（以下「VJ事業」という）」の企画・立案業務に貢献した。また、観光案内所の整備等の国内受入体制整備支援業務等にも積極的に取り組んだ。さらには、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO個別相談会」「JNTOインバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスをを行い、「訪日外国人3000万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図った。 平成23年度は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）の指摘等を踏まえ、VJ事業の海外現地マネジメント業務を行うなど、VJ事業の効果的实施に資するとともに、国内受入体制整備支援業務等にも取り組み、「訪日外国人3000万人プログラム」への一層積極的な連携・貢献を図ることとしている。

独立行政法人水資源機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等をふまえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	量・質の両面において、目標を達成するための相当の努力が払われ成果が上がっているにもかかわらず、群馬用水の水質事故で、機構の本来業務である「良質な用水の供給」に支障があったことは問題。今後、利水者との合同訓練等危機管理体制の強化をなお一層図る必要がある。 ダム事業は、常に環境への影響を十分に考慮して実施される必要がある。今後もさらなる取組を期待する。	・平成 22 年度は、前年度に発生した水質事故での初動対応における教訓を踏まえ、理事長以下複数の役職員に水質事故情報が同時にメール通報される仕組みや、水質事故発生時の初動マニュアル見直しなど初動態勢の強化を図った。 また、各現場事務所では、機構単独の水質事故対応訓練の他、徳山ダム、一庫ダム、群馬用水、豊川用水など多くの事務所において、油類・化学物質などを想定した関係機関への情報伝達やオイルフェンス設置、簡易水質検査などの事故対応訓練（講習会含む）を利水者と合同で実施しており、これらの取組を通じて、市民生活や産業活動に支障を来すような水質事故にはつながらなかった。 ・関係機関等への情報連絡にあたっては、事故位置図や状況写真など F A X では確認しづらい情報をメールにより情報提供を行った。また、補助的ではあるが、「水質汚濁対策連絡協議会」からの情報受信にあたり、メールを用いることにより、土日などの時間外でも携帯電話で受信できる体制を執った。 平成 22 年度は、新築及び改築事業のうち 9 事業（思川開発、武蔵水路、木曽川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、小石原川ダム、豊川用水二期及び両筑平野用水二期）では、動植物、生態系、水質及び景観等自然環境の保全を図るため、自然環境調査や環境影響予測を実施し、このうち 6 事業において、影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じた。 また、7 事業では、モニタリング調査を実施し、その効果を検証しているところである。 さらに、3 事業において、環境保全協議会の設置や工事ご

	今後も環境に関する技術や取り組みについて学会、専門誌等に多くの論文を発表し、社会に発信する必要がある。 1 者応札率が下がったことは評価される。さらに透明性を高め国民の理解を得る努力を継続する必要がある。	とに環境保全管理担当者の配置を行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組んだ。 環境に関する技術や取組について、積極的な情報発信に努めるため、平成22年度は15件の論文等を学会、専門誌等に発表した。また、機構が公開で行っている「技術研究発表会」においても、環境に関する19件の論文を発表した。 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、平成22年6月に「随意契約等見直し計画」を新たに策定し、四半期毎に契約監視委員会（平成21年12月に設置）を開催し、1者応札による契約及び随意契約について、改善策の点検・見直しを続けている。その結果、平成20年度の1者応札率が70.0%、平成21年度は、49.2%であったのに対し、平成22年度の1者応札率は19.2%となり、実質的な競争性がさらに確保されてきている。 また、毎月開催している支社局長会議において、1者応札の発生状況、取組状況等の情報共有を図り、引き続き改善に取り組んでいる。
業務運営の効率化に関する事項	人件費について計画を上回って削減できたことは評価するが、勤務に特殊な事情があるとはいえ、まだ国家公務員に比較し高額である。このままでは国民の理解を得にくいであろう。 ・なお、給与水準は、国家公務員の水準を上回っており、格差の縮小に引き続き取り組むことが求められる。	人件費の削減を図るため、平成21年度において自主的に実施していた本給5%カットを引き続き実施したほか、新たに昇給の1ヶ月延伸、地域手当の支給割合の20%カット及び地域手当の異動保障の適用の凍結を実施した。また、同一地域内での異動を行う職員について本給を一律に減額する地域勤務型の制度（平成17年度導入）を継続運用した。これらの取組によって、人件費を平成17年度と比較して10.8%削減し、年度計画に掲げた目標（概ね5.0%減）を達成した。 その結果、平成22年度における対国家公務員指数は112.6となり、この給与水準の検証結果及び適正化への取組状況についてホームページ等にて公表した。

独立行政法人自動車事故対策機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	・ 確実な業務運営を行う上で、業務の一層の効率化を進めると同時に、更なる管理体制のスリム化を進めるなど、組織運営の効率化を図ることが求められる。	・ 管理体制のスリム化として、管理職の配置に係る見直しを進め、平成 22 年度においてさらに 1 人を削減し、「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた平成 18 年度比 10%を上回る 15.5%（△30 人）の削減を行った。また、支所における大規模な講習会や業務繁忙期の診断業務等において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。平成 23 年度においても引き続き組織運営の効率化を図ることとしている。 ・ 平成 20 年度よりインターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の導入を行い、平成 22 年 8 月に全支所導入を完了した。これにより導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所借料の値下げ交渉等を実施することで賃借料の削減を図っており、平成 22 年度決算において対前年度決算比で、95,209 千円、1,346㎡削減した。平成 23 年度においても引き続き業務運営の効率化を図ることとしている。 ・ 指導講習業務及び適性診断業務に係る自己収入比率については、トップセールス等による積極的な PR 等を行い、受講者・受診者数の拡大及び IT 化による事務の効率化等により経費の節減を行った結果、平成 22 年度において 61%となった。平成 23 年度においても引き続き業務の効率化を進めるとともに、受講者等の拡大に努めることとしている。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	・ 今後、新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等に対しては、本法人がこれまで培ったノウハウの提供や教育訓練を積極的に行うことが求められる。この取組は、行政刷新会議による事業仕分けの評価結果を受けて政府が考える施策を実効あるものにするためにも必要である。	・ 新たに認定機関になろうとする民間事業者に対して、カウンセラー等資格要件研修、指導主任者等教育訓練を実施した。平成 22 年度にナスバが研修を実施した 8 事業者のうち 3 事業者（うち 1 事業者は平成 23 年 5 月認定）が新たに認定を受けるに至った。平成 23 年度においても引き続き、民間事業者の参入促進が図られるよう、新たに実施機関になろうとする民間事業者等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関す

	る情報提供や教育訓練等を実施することとしている。
・一般病院の療護施設機能の一部委託については順調に進められているところであるが、療護施設により被害者ができるだけ多く救済されるよう、引き続き努力を期待するとともに、治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のためにも引き続き分析結果を公表していくべきである。	・一般病院の療護施設機能の一部委託（以下「委託病床」とする。）の拡充については、①既設委託病床の実績評価②拡充の必要性③拡充地区及びその規模等について検討するために有識者を委員とする「委託病床の拡充にかかる検討委員会」を設置し、平成23年2月及び6月の2回にわたる検討の結果、近畿地区16床及び関東地区12床の委託病床を新たに設ける必要があるとの結論を得た。 ・治療改善効果の分析については、平成23年3月に4療護センター別の分析結果（ナスバスコア）を初めて公表したところ。今後もナスバスコアを活用した治療改善度の分析について定期的に公表していくこととしている。
・本法人全体に関する広報活動の充実に向け、引き続きさらなる努力、改善を図るべきである。ただし、21年度の取組の中では、療護センターの取組をPRするための一般向けDVDを作成し、医療機関のソーシャルワーカーに配布・周知し、被害者と接するソーシャルワーカーを通じて療護センターの周知に取り組むなど効果的な広報にも取り組んでいる。このように被害者などに効果的に周知を図る手法などを積極的に取り入れるべきである。	・当機構一体として広報活動を積極的に展開するため、ホームページについては、ユーザーの視点に立った見やすい、分かりやすいホームページを目指し、自動車アセスメントの衝突試験状況など詳細な動画を新たに導入するとともに、常に最新情報を提供できるよう随時更新に努めた結果、204万件（対前年度47.7%増）のアクセス件数となった。 ・平成22年8月29日に国土交通省との共催により「自動車事故による遷延性意識障害のための在宅介護セミナー」を開催し、自動車事故が原因で在宅介護を受けている遷延性意識障害者の方や介護をされている方を対象として、より安心で負担のかからない介護の方法などを紹介した。 ・重度後遺障害者の家族等に対する精神的支援の充実に図るため、訪問支援サービスの実施回数を拡大するとともに、訪問の際の在宅介護に関する相談事項や各種情報提供について、関係機関の紹介や適切な情報を入手し、提供している。
・プロドライバーが惹起する事故の削減に向けて、安全指導業務については法人としても今後何らかの業務運営の目標を立て、効果が判るように当該業務を実施していくべきではないか。	・当機構は、ユニバーサルサービスを維持しつつ、業務の高質化を図っており、適性診断業務の更なる高質化を目指して平成19年度にi-NATSを開発し、平成22年8月をもって全国の各支所へのi-NATS導入が完了した。 ・また、様々なPR活動等により、適性診断の受診者数は、平成18年度40.8万人が平成22年度45.7万人（対12%増）となり、指導講習業務は、18年度11.2万人が平成22年度14万人（25%増）となるなど、安全指導対象者を拡大している。 ・他の施策と相まって、運送事業者を起因とする交通事故件数は平成18年65,541件であったが、平成22年では

		51,061件（22.1%減）に減少しており、当機構の安全指導業務もこれに貢献していると考えます。 ・さらに、当機構の安全指導業務については、指摘事項を踏まえて、事故防止に係る効果測定のための手法について検討を行うにあたり、所要の取組みを行うこととしている。
--	--	---

独立行政法人空港周辺整備機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた項目について、中期計画に沿った年度計画を順調に実施し、国土交通省独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評定が「A（中期目標の達成に向けて着実な状況にあると認められる。）」であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
総合評価	中村地区問題、大井地区整備、共同住宅事業、代替地造成事業等が終了し、民家防音工事補助事業に定額制を導入したこと等により、業務は減少しているため、組織及び役職員の再編・スリム化を検証する時期。 凍結された独法整理合理化計画の精神を受け継ぎ、昨年の独法の抜本的見直しの閣議決定及び今後の中期目標・計画の見直しが行われる中、空港周辺対策、組織の在り方のいかなる方向付けにも迅速に対応できるよう、業務改善の準備を整えておくべき。	事業量の推移等を踏まえて、次のとおり組織及び定員の再編、スリム化を行っている。 - 平成 22 年度においては、民家防音事業の効率化等に伴い、大阪国際空港事業本部 11 名、福岡空港事業本部 2 名、計 13 名の定員削減を行った。 - 平成 23 年度においては、平成 23 年 4 月に、大阪国際空港事業本部において、事業部用地補償課及び緑地造成課を統合して、事業部緑地整備課に再編するとともに、定員を 3 名削減し、組織のスリム化を図った。 平成 22 年度においては、関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて行われた国及び関係自治体等による意見交換会に参加する等の協力を行うとともに、機構内にワーキンググループを設置し、経営統合に向けた検討作業を開始した。 平成 23 年度においては、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づき、平成 24 年度に予定されている関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に向けて、大阪国際空港事業本部の業務等を新関西国際空港株式会社に承継するための取組を行うとともに、福岡空港事業本部への本社機能移転など、平成 24 年度以降の組織体制について検討を進めていくこととしている。

独立行政法人海上災害防止センターの平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(随意契約) 「随意契約見直し計画」に基づき、全契約件数に対する随意契約の割合を 90 % (18 年度) から 32.9 % (21 年度) に引き下げたことは評価できる。今後とも「随意契約見直し計画」等に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札を着実に推進するとともに、21 年度に設置した契約審査委員会及び契約監視委員会の活用や情報公開を通じて契約の競争性及び透明性の向上を図ること。 (一者応札) 一者応札については、20 年度は 22 件であったところ、21 年度は 3 件まで減少しており改善の跡が伺えるが、契約の発議、決裁、公告等の各段階において現状の手続きを検証し、必要な改善策を講じることにより、今後も引き続き契約の適正化に取り組むこと。	監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」により、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約について、点検、見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」を平成 22 年 6 月に策定した。 また、本計画に基づき、平成 20 年度に 46 件だった随意契約については、23 件まで引き下げ、計画を達成している。
	(給与水準) 給与水準（ラスパイレース指数 107.6）について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勘案すれば、妥当な数値であると思料する。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開等を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。	これまでに俸給表の引き下げ、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組みを継続する。なお、出向者に代わる職員の補充採用と並行して若手職員の採用も予定しており、これら取組みを通じて人件費の抑制を図る。 また、22 年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成 22 年度業務実績報告書に記載の上、国土交通省独立行政法人評価委員会海上災害防止センター分科会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表している。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(内部統制) 内部統制については、役職員で構成するプロジェクトチームにより、専門家等からの意見聴取、内部規程の整備等を実施したことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。	内部統制については 22 年度中に主として次の措置を講じた。 ・ 法人の基本理念・基本行動指針の策定及びH P での公表 ・ 監事による業務監査に併せたリスク評価の実施
--	--	--

独立行政法人都市再生機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評定が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21事業年度評価における主な指摘事項	平成22及び23年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	(入札及び契約の適正化の推進) 新たな「随意契約見直し計画」においては、平成22年度中には、随意契約から競争性のある契約へ移行することとされており、見直し計画の着実な実施を期待する。	平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」において、「競争性のない随意契約」によらざるを得ないものとなっている契約及び過去に締結した協定等に基づき当該協定等期間中は「競争性のない随意契約」によらざるを得ないものを除き、原則として平成22年度をもって「競争性のない随意契約」を完了し、一般競争入札等に移行した。 なお平成22年度においても随意契約の見直しに係る取組を着実に実施し、「競争性のない随意契約」について平成20年度に866億円あったものを384億円まで削減した。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	(高齢者、子育て世帯等に対する優先入居措置等の適切な実施) 高齢者、子育て世帯等に対する優先入居措置については、施行対象団地での取組は評価できるが、平成20年度に実施した措置の効果検証を平成21年度中に行い、対象団地の拡大等を検討することとなっており、優先入居措置の適切な実施に向けて取組を加速されたい。	既存の住宅における優先入居措置期間中の対象申込件数は、制度実施以降伸びているところである。 ＜優先入居措置期間中の対象申込件数＞ 平成20年度（12～3月） 820件 平成21年度 2,074件 平成22年度 2,224件 平成23年度（4～9月） 1,035件 優先入居措置の適切な実施については、現在実施中の措置を含め、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に資する方策について、引き続き幅広く検討していくこととしたい。

	(福祉施設の積極的な誘致等による地域福祉拠点の形成) 賃貸住宅の空家等を活用した保育ママ（家庭的保育）制度の導入は、今後大いに期待される取組みであり、NPO法人や民間事業者との連携を一層進めるべきである。 (見守りサービスの提供) 介護事業者等に派遣した職員を今後の業務展開のために有効に配置することを含め、研修派遣の成果については、適切なフォローアップを行うこと。 (管理等業務の競争性のある契約方式への移行) 平成22年度中に実施される一般競争入札においては、関連法人による一者応募とならないよう、公告等期間の十分な確保、応募要件の緩和等、改善策を着実に実施すること。	賃貸住宅の空家等を活用した保育ママ（家庭的保育）制度については、補助主体である公共団体や運営主体となるNPO法人等との連携を図りつつ、周辺居住者の理解を得ながら積極的な導入を進めているところ。 平成22年度 6ヶ所（定員47名） 平成23年度 4ヶ所（定員34名）※平成23年10月末時点 平成22年度の介護事業者等研修派遣職員については、高齢者支援に関する業務の重要性が高いストックの有効活用を図る部門及び団地再生事業を行う部門に配置しており、既に複数の地区において、団地居住者への見守りサービス提供に向けた介護事業者との協議に当たっているところ。また、本社において当該職員と介護事業者との協議の取組み状況等を確認することにより、研修派遣の経験がどのように活かされているのか、適切なフォローアップを行っているところ。 平成22年度における現地管理業務（住宅管理センター業務）の競争化に当たっては、民間事業者へのヒアリング等を踏まえ、業務の一部について、住宅管理センターごととしていた業務エリアを細かく分割するとともに、公募スケジュールを見直す（公示から入札までの期間及び業務開始までの準備期間の十分な確保等）等の改善方策を実施し、民間事業者の参画拡大を図った。 その結果、1区分当たり平均約4者の競争参加申請があり競争性が確保された。 なお、全体としても平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」において、1者応札・1者応募となる恐れがある契約については、より一層の競争性を確保するため、情報提供の拡充、十分な公告期間の確保、応募要件の一層の緩和等の改善方策を実施している。なお、前年度に関係法人が随意契約または1者応札・1者応募で受注した案件が、引き続き1者応札・1者応募となった場合には、再公募を実施している。
--	--	---

	(供給・処分に關する取組) 厳しい不動産市況が続いている状況では、年度計画を下回ったこと自体はやむを得ないが、このままでは、中期目標期間中の供給・処分の達成可能性が懸念される。 市況に応じて供給・処分のボリュームやタイミングを適切に見極めるなど、臨機応変に判断していくことも重要である。	ニュータウン業務において、住宅用地については、民間住宅事業者の手持ちの住宅用地が減少傾向にあること等から、民間住宅事業者向け分譲について、平成21、22年度と着実な回復がみられた。 一方、施設用地については、東日本大震災や急激な円高等の影響により企業の設備投資が再び慎重な姿勢となり厳しい状況が続いている。 このような状況の中、新たな販売促進の取組を講じるなど可能な限り供給・処分に努めているところ。 具体的には、平成22年度においては、あっせん制度（※）等の対象を宅建業者全般に拡充することにより間接営業網の構築を進め、従来以上に民間事業者と連携した販売促進活動を行った。 更に、機構が事業を中止した地区において、地元地方公共団体と調整し、開発を前提とした民間事業者を誘致し、機構保有地を素地にて一括処分した。 ※…機構が指定した土地について、宅建業者からあっせんを受けた者が、機構の公募等の手続きを経て譲渡契約等を締結した場合に、宅建業者に一定の報酬を支払う制度
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(給与水準の適正化等) 給与水準の適正化に向けた取組は評価できるが、ラスパイレス指数が高い理由の説明については、より社会的な理解の得られるものとするべく、引き続き、国民の視点に立った現状分析と説明責任を果たしていく必要がある。 なお、機構にとって貴重な人材の流出を防止するため、専門性の高い優れた経験や知識を有する職員が適切に評価される給与体系について、さらに検討を加えること。	機構の給与水準に関する情報については、総務省の「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、ホームページ上に公表しており、この中で、ラスパイレス指数の状況、国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由、給与水準の適切性の検証及び講ずる措置等について説明しているところ。 なお、専門性の高い優れた経験や知識を有する職員が、それを業務に活かして成果を出した場合に、その職員をより適切に評価し、これまで以上に報いることができるよう、人事評価制度について、評価結果の給与への反映をよりメリハリの効いたものにする等の見直しを進めているところ。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が着実な実施状況にあると認められ、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
----------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び 23 年度の運営、予算への反映状況
第 3 予算、 収支計画及び 資金計画	債権管理体制の強化、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権は昨年度より減少し、計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等は計画未達成で、依然として高い割合でのリスク管理債権及び多額の繰越欠損金を抱える状況となっていることから、引き続きリスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化を進める必要がある。 また、政策金融機関として、奄美群島における群島民のニーズを的確に把握しながら、適切な業務運営を行うとともに、組織運営では職員の能力向上、人事考課の活用等による職員のモラルの維持・向上に努めながら、今後とも果たすべき役割、群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、改善に向けた取り組みを総合的に進める必要がある。	○ 平成 22 年度においても、業務課によって地区別担当制を継続し、担当者が審査から期中管理まで全般的に担当することで資金需要の動向把握、相談機会の増加に努めた。また、業務課、管理課の債権管理業務においては、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会での定期的な協議を行った。更に、関係者による会議の開催に併せ基金役員が講師として経営改善等についての研修会を実施し、地域のニーズの把握に努めるとともにコンサルタント的役割の充実を図った。職員の能力向上、モラルの維持向上については、通信講座の受講や外部機関の研修の実施及び勤務成績の給与等への反映、職員能力に応じた人員配置を措置した。 (参考：各業務のリスク管理債権) (単位：百万円) ----- 【保証業務】 3,880(21 実績)→3,834(22 実績)(△46)※4,267(22 計画) 【融資業務】 3,898(21 実績)→3,834(22 実績)(△144)※4,056(22 計画) ----- ○ 平成 23 年度においても、22 年度と同様の審査及び債権管理体制を維持するとともに、中小企業信用情報データベースを活用した客観的な審査、利用者へのモニタリング強化、経営・再生支援の実施によるリスクの抑制、適切な経営サポートによるコンサルタント的役割の充実、効果的な法的措置等による回収増加及び一般管理費の抑制などに引き続き努め、総合的に収支改善を進めることとしている。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事へ反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の総合評価が「A」評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等は行わなかった。
---------	---

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21 事業年度評価における主な指摘事項	平成 22 及び平成 23 年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	経済危機や高速道路制度の変革など変動要因が多数存在する中で、また協定締結時の高い透明性が要請される中で、よりきめ細かいモニタリングと機敏な対応が従来にもまして必要とされている。	「高速道路の料金割引に関する基本方針（H22.12.24）」及び「高速道路の当面の新たな料金割引について（H23.2.16）」等の政府の方針を踏まえ、国民への意見募集を行った上で高速道路利便増進事業に関する計画を変更するとともに、協定及び業務実施計画を見直した。協定の見直しに当たっては、かかる政府の方針を踏まえ、関係機関の協力を得て、金利、交通量、経済動向等の見通しについて、最新の知見に基づき十分検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提として、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務引受限度額等を定めた。なお、平成 20 年 11 月の交通需要推計を採用し、新規引受債務の限度額について精査するとともに、計画管理費についても道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつ、その算定を、厳格に行い債務返済計画を見直した。 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う災害への対応に関する政府方針に従い、高速道路利便増進事業等で予定されている新たな料金割引の実施については当面延期し、現在の料金割引を継続することとした。高速道路施設への震災対応に関しては、会社による応急復旧が概ねなされたところであるが、今後は、国、会社等とも協力しつつ、状況に応じて、

	欧米の有料道路制度に関する調査研究結果の報告書を一部の機関や有識者だけでなく、そのままの形では効果は小さいと思われるので、一般向けの解説版の提供なども検討してはどうだろうか。	適時適切な対応を図る。 今後とも、金利動向や各高速道路の交通量・料金収入については、毎月モニタリングを行うなど債務返済の見直しについて定期的な把握に努めていく。 高速道路機構の海外調査報告書について、一般の方々にもその概要を見ていただきやすくするため、ホームページにおいて、各調査報告書の概要版の専用ページを作成し、アクセスが容易にできるよう、トップページにそのバナーを設置した。 また、一般向けの効果的な情報提供として、広報資料についても、作成していくこととする。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	技術開発は非常に重要であり、さらに加速させることが期待される。	費用の縮減を助長するための仕組みを通じて、会社に対し、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に当たってのコスト縮減、安全性や資産価値の向上等を図るための新技術の開発等を促した。

独立行政法人住宅金融支援機構の平成 21 事業年度評価結果の主要な反映状況

1. 役員人事への反映について

役員人事への反映	中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成 21 年度の業務運営評価が「A」の評価であったこと等を踏まえ、役員の解任等を行わなかった。
----------	--

2. 法人の運営、予算への反映について

評価項目	21事業年度評価における主な指摘事項	平成22及び23年度の運営、予算への反映状況
業務運営の効率化に関する事項	引き続き、契約監視委員会による随意契約等の点検・見直しを行い、「随意契約見直し計画」を着実に実施する必要がある。	○平成22年度においても、引き続き、契約監視委員会により「競争性のない随意契約」及び「競争入札等における一者応札・一者応募」の点検を実施した。 また、当機構独自の審議事項として、契約方法が「一般競争入札（総合評価方式）」、「企画競争」、「公募」による契約の点検を実施した。 契約監視委員会の指摘を受け、証券化支援業務に係る税務アドバイス等を行う事業者について、平成23年度契約分から契約方法を随意契約から一般競争入札に変更する等の見直しを行った。 ○平成22年度における随意契約等見直し計画（平成22年6月策定）（以下「見直し計画」という。）の実施状況は、見直し計画で定めている「競争性のない随意契約」の件数170件（契約全体に占める割合（以下同じ）13.5%）に対し実績140件（13.0%）、同契約金額26.5億円（5.1%）に対し実績21.0億円（4.6%）となり、件数、契約金額とも見直し計画以下となった。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	会計検査院の指摘に対する是正措置を着実に実行する必要がある。	○バリアフリー対応高円貸登録賃貸住宅融資に関し、会計検査院から指摘を受けた事項（借入者に対して貸付条件を遵守させる措置及び高齢者の入居に結びつくような実効性のある措置の実施）については、入居者募集開始時まで高円貸登録の確認を徹底するなどの取組を行うことにより、会計検査院から、指摘の趣旨に沿った措置を講じているとされた（平成22年11月）が、平成23年度に、本店及び一部の支店において、上記の取組が適切に実施されていない旨、会計検査院から再度指摘を受けたため、再発防止策を早期に策定し取組の徹底を図っているところである。

	法令に基づく手続の遵守を徹底するための取組を行う必要がある。	○旧「住宅金融公庫」の賃貸住宅融資に関し、会計検査院から指摘を受けた事項（(ア)礼金等の受領など賃貸条件の制限違反が実地検査の結果判明した71件にかかる礼金等の返還等の請求、(イ)71件以外の債権にかかる賃貸条件の制限違反の有無の調査等の実施、(ウ)賃貸条件の制限の遵守が必要であることの周知、(エ)機構が自ら融資先の賃貸条件などの確認を行う実態調査の実施）のうち、(ア)及び(ウ)については、会計検査院から、指摘の趣旨に沿った処置を講じているとされた（平成22年11月）。なお、上記以外の指摘の対応状況は、(イ)については、順次違反の有無を調査し、これまでに違反が判明した債権（944件（平成23年3月時点））の全てについては正に着手済であり、(エ)については、実態調査に係る調査要領を策定し、平成23年4月から実態調査を開始している。
予算、収支計画及び資金計画	証券化支援業務及び賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権について、継続的に状況を把握し、その変化について詳細な原因分析を行うとともに、リスク管理債権の圧縮に向けた不断の取組を行っていく必要がある。また、リスク管理債権の状況やその圧縮に向けた取組状況等については、国土交通省に対して定期的に報告を行うべきである。	○証券化支援業務に係るリスク管理債権については、以下の取組により圧縮に努めた。 ・金融機関に対するサポートを強化するとともに、延滞初期段階から返済相談を実施する等の初期対応を徹底する。 ・中・長期延滞債権を多く抱える金融機関については、回収に関する重点取組金融機関として特段の対応を行う。 ・返済継続が困難な債権は、担保不動産の任意売却等による回収を行う。 ○賃貸住宅融資業務に係るリスク管理債権については、以下の取組により圧縮に努めた。 ・延滞債権及び貸出条件緩和債権については、決算書類の徴求等により借入者の財務内容の把握に努めるとともに、短期延滞発生時から機構本店が支店とともに個別の進捗管理を行う。 ・大口貸出債権及び過去に延滞履歴のある債権については、正常償還中であっても借入者の財務内容を把握する。 ・返済が困難になった借入者に対しては、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の趣旨を踏まえ、積極的にきめ細やかな返済相談を行い、返済条件の変更に的確かつ柔軟な対応を行う。 ○これらの取組状況等について、国土交通省に対し報告を行った（平成22年度3回報告）。 ○上記に加え、東日本大震災で被災された方に対しては、組織を挙げて親身で丁寧な返済相談を行うとともに、災害特例など返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応していく。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項	ラスパイレス指数については、引き続きその引き下げについて取り組む必要がある。 福利厚生費については、国や他法人で支出されていないものと同様の支出については原則廃止するなど、引き続き国民の理解を得られるよう見直しを行っていく必要がある。 証券化支援事業の着実な実施のため、専門性が高い業務に対応可能な能力を備えた人材の育成・確保についてより一層努める必要がある。	○平成22年度における取組は以下のとおり。 ・新給与表への移行 平成19年度に職種・給与表を見直し、「総合職」と本俸水準が総合職に比べ平均で約5%引き下がる「業務職」とに再編する複線型人事給与制度を導入した。 これに伴う新給与表への移行について、一定期間現給を保障する激変緩和措置を平成21年度末に廃止し、平成22年度から全職員に新給与表を適用した。 なお、新給与表における定期昇給率は、号俸間の差額の圧縮等により、国家公務員の定期昇給率より低く抑えたものとなっている。 ・管理職手当の支給区分の見直し 管理職手当の支給区分を11区分から7区分に見直し、最高額を180,000円から140,000円に引き下げたこと等により、支給総額ベースで約3%の引き下げを行った。 ○法定福利費のうち健康保険料については、事業主と被保険者の負担割合を6：4としていたが、平成22年度に見直しを行い、負担割合を5：5とした（平成23年4月の保険料納付分から実施）。 また、法定外福利費のうち永年勤続表彰、退職時記念品授与及び慶事への対応（祝電）を廃止した。 ○証券化市場等に通じた専門性を有する人材を育成するために、以下の派遣研修を実施した。（平成22年度実績） ・金融・証券関連専門講座への職員派遣（25名） ・大学院公開講座への職員派遣（2名） ・大学院への職員派遣（1名） ・マーケティング研修の実施（33名） ・民間金融機関への研修派遣（住宅ローン分野（10名）、まちづくり融資分野（1名）） ・民間証券会社への研修派遣（1名） ・民間不動産開発会社への研修派遣（1名）
------------------------------	---	---